

一般社団法人 社会的価値共創フォーラム 役員報酬規程

第1条（目的）

本規程は、一般社団法人社会的価値共創フォーラム（以下「本法人」という。）の役員報酬に関する基本事項を定め、適正な運営を確保することを目的とする。

第2条（適用範囲）

本規程は、本法人の理事、監事およびその他の役員の報酬に関する事項について適用する。

第3条（基本方針）

本法人の役員報酬は、法人の財務状況および社会的責任を考慮し、透明性をもって決定されるものとする。

第4条（役員報酬の方針）

本法人の役員報酬は以下のとおりとする

理事：無報酬。ただし、法人の運営上必要と認められる場合には、理事会の決議を経て報酬を支給することができる。

監事：30万円/年（毎事業年度の末日から3か月以内に開催する社員総会終了後に支給する）

第5条（費用弁償）

役員が本法人の業務遂行において必要とする費用は、理事会の承認を得た上で弁償することができる。

第6条（報酬の決定）

役員報酬を支給する場合は、理事会において決定する。

報酬額の決定にあたっては、法人の財務状況および社会的適正性を考慮しなければならない。

第7条（税務・法令遵守）

本法人の役員報酬に関する税務および法令については、適正に遵守するものとする。

第8条（規程の改廃）

本規程の改正または廃止は、社員総会の決議を経て行う。

附則

本規程は、令和7年7月17日から施行する（令和7年7月17日社員総会議決）。